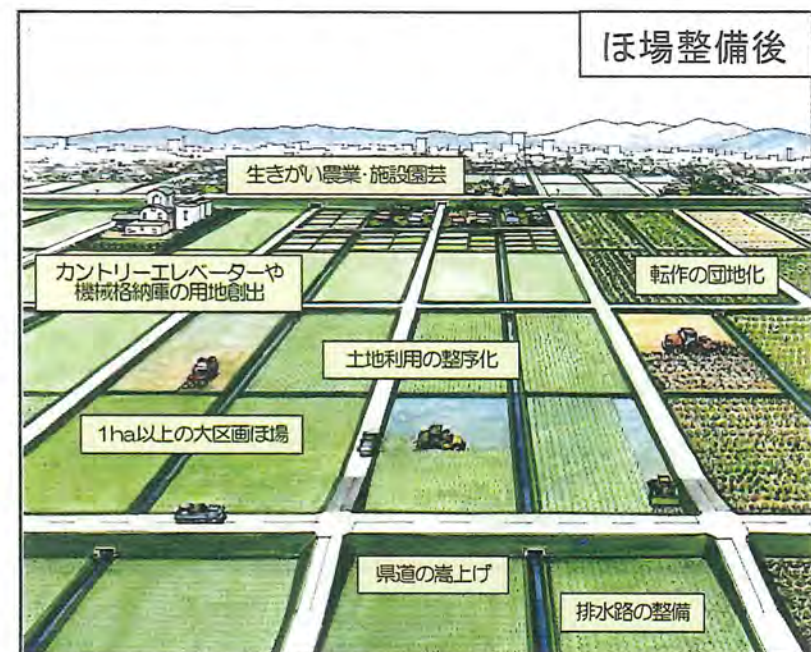
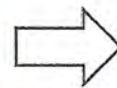
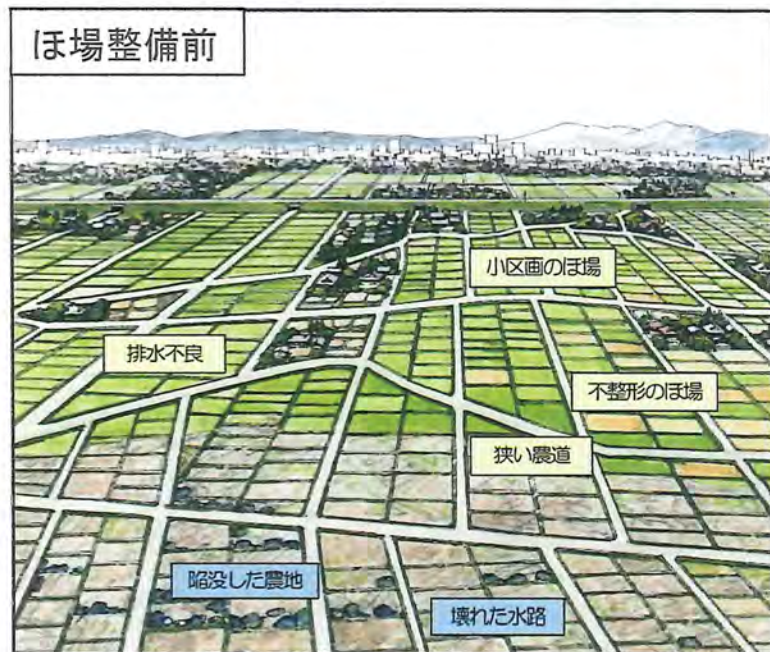


1. 事業目的・事業主体

- ・ 仙台東地区ほ場整備事業は、津波により甚大な被害を受けた農地等を対象に、除塩、農地復旧、施設復旧と併せて、災害関連の区画整理等を行うものである。
- ・ この事業は、仙台市の要請により、東北農政局が工事を実施する。

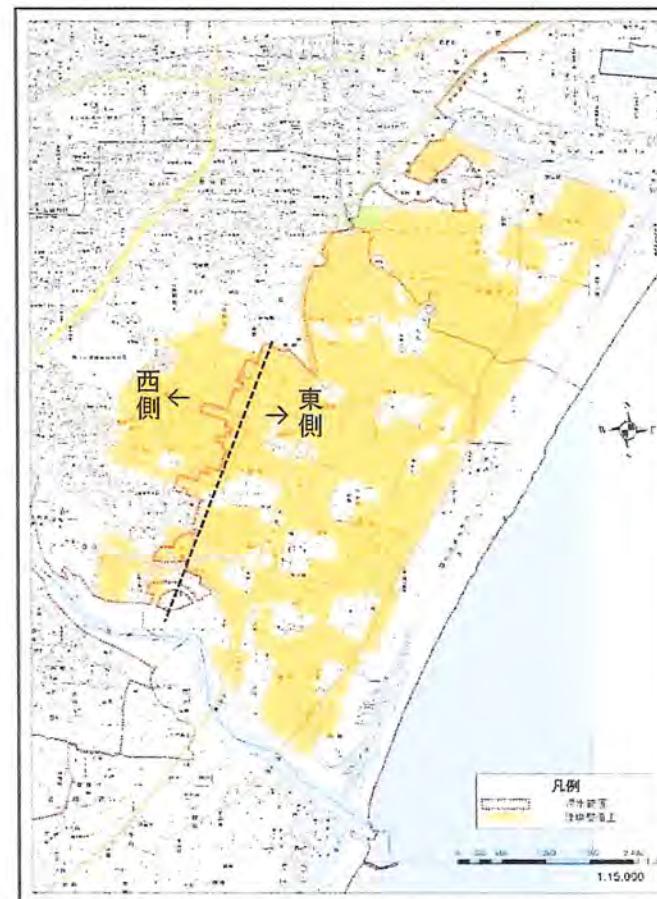
2. 仙台東部地域の復旧・復興方針

- ・ 仙台市では東部の農業地域を「食と農のフロンティア」として復興する方針。その実現に向けて、農地の大区画化や集約、法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換、6次産業化の促進を支援する。
- ・ 本地区ではこの方向に沿って、農地の大区画化やパイプライン化を図る。



3. 事業区域

- ・事業区域は、津波被災を受けた東側地域及びこれと隣接する西側地域を含む約2,000haの農地を対象としている。
- ・事業の対象となる農地は、今後とも農用地として保全していく農業振興地域内の農用地区域とする。
なお、それ以外の農地についても要望を踏まえ、農用地区域に編入のうえ、対象とする。



4. 事業費負担（農家負担）

- ・ほ場整備事業に対する負担は、次のとおり。
地元負担の全額を仙台市が負担することとし、農家負担はなしとなっている。

国及び県	地元負担		計
	仙台市	農家	
約 98%	約 2%	0	100%

※負担割合は、津波被災の東側地域とこれに隣接する西側地域とも同様である。

5. これまでの経緯

①ほ場整備に対するアンケート

【津波地域：東側地域（霞の目雨水幹線の東側）】

○実施期間：平成23年11月15日～平成23年12月9日

○回答者：1,446人

○回収率：66%

【未被災地域：西側地域（霞の目雨水幹線の西側）】

○実施期間：平成23年12月28日～平成24年1月31日

○回答者：379人

○回収率：67%

②地元説明会の開催

区分		第1回地元説明会 (平成23年11月)	第2回地元説明会 (平成23年12月)	第3回地元説明会 (平成24年2月)
説明内容		・ほ場整備事業の内容等 (アンケート依頼)	・東側アンケート結果 ・事業区域素案 (・西側アンケート依頼)	・西側アンケート結果 ・事業区域案 ・ほ場区画の形状案等
地区名	高砂地区	①11月12日 / ②11月14日	①12月18日 / ②12月26日	①2月4日 / ②2月8日
	七郷地区	①11月10日 / ②11月12日	①12月18日 / ②12月20日	①2月4日 / ②2月7日
	六郷地区	①11月9日 / ②11月12日	①12月18日 / ②12月21日	①2月4日 / ②2月6日

③換地に関するアンケート

○実施期間：平成24年2月29日～平成24年5月30日現在

○回答者：1,422人

○回収率：56%

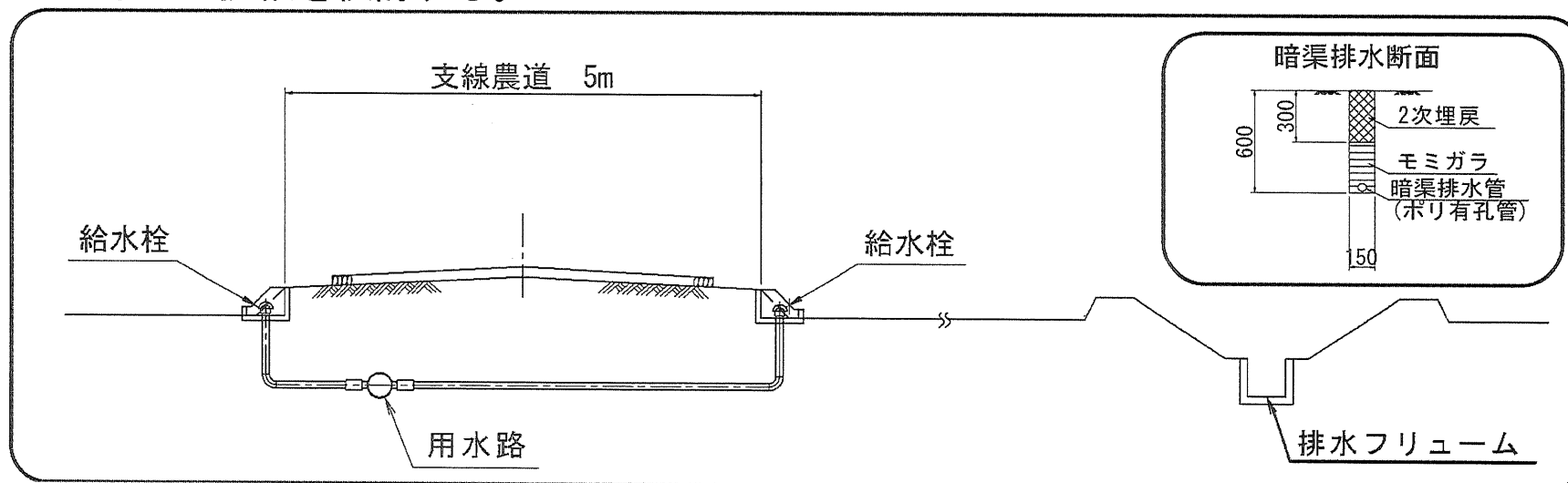
6. 事業着工までのスケジュール

- ・ 早期の復旧・復興を目指し、平成25年度から事業に着工予定。
- ・ そのため、地域での合意形成を図りながら、本年7月までに事業計画（案）を取りまとめ、土地改良法による手続き（同意徴集等）を経て、平成24年度内の計画確定を目指す。

法手続き	平成24年					平成25年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
地域住民の意見聴取	—————								
知事協議・概要公告			—————						
関係農家の同意徴集				—————					
事業計画決定							○		
事業計画公告縦覧							—————		
事業計画確定								◎	
事業着工（平成25年4月～）									—————

7. 主要工事計画

- (1) 用水施設
 - ・ 幹線用水路は、既設復旧利用とする。
 - ・ ほ場内パイプラインは既設復旧利用（給水栓及び給水ボックス等を含む）する。
 - ・ 荻袋地区のほ場内小用水路はパイプラインとする。（下図参照）
- (2) 排水施設
 - ・ 幹線排水路は、既設復旧利用とする。
 - ・ 基幹的排水機場は、地盤沈下の影響も考慮の上、被災前の排水機能への復旧を図るため、排水能力の増大を図る。
 - ・ ほ場内小排水路は、排水フリユームを設置する。（下図参照）
- (3) 暗渠排水
 - ・ 暗渠排水は、土壌及び地下水の状況を考慮の上、設置する。
 - ・ 既設の暗渠排水についても、現状の排水機能を勘案の上、更新整備する。（下図参照）
- (4) 道路
 - ・ 新設するほ場内道路は、全幅員5m（有効幅員4m）の砂利舗装とする。（下図参照）
なお、既設道路でも幅員が狭く農作業に支障がある場合等は、地元の要望を踏まえ拡幅を検討する。



8. 営農計画・農地集積計画の作成方針

(1) 営農計画

- ・ 仙台東地区の営農計画は、農地が被災し農業用機械も流出する中で、これまでの地域水田農業ビジョン（平成22年5月作成）等をベースに新たな視点での検討も必要であり、関係機関及び地元農家等との意見交換を踏まえ作成していく方針である。

(2) 農地集積計画

- ・ 将来の担い手を確保し、効率的な営農に向けて農地の利用集積を図っていくことが必要である。そのため、担い手と育成方向を明確にし農地の利用集積について調整していく方針である。

【考えられる担い手】

○個別経営体：意欲的な認定農家等

○組織経営体：転作・稲作一体型集落営農組織、稲作生産組合等各種生産組織

大区画ほ場を活かした営農
(土地利用型農業)

立地条件を活かした営農
(都市近郊農業)



水稲の栽培



大豆の栽培



麦の栽培



露地野菜の栽培



施設野菜の栽培

9. 換地計画の方針

(1) 換地計画の基本方針

- ・ほ場整備では、土地の区画形質を変更する工事に伴い、所有権、利用権等の権利を工事後の区画に対応させて再編成（換地）する必要がある。
- ・換地計画においては、育成すべき経営体に利用集積を図るよう換地と利用権設定を一体的に進め、地域の望ましい農地利用を図り生産性向上を推進する。
- ・換地については、予め換地設計基準（換地に関する基本的なルール）を地元の合意形成を経て作成する。

(2) 換地工区

本換地では、3つの換地区を設定する方針である。

【換地工区と現状の整備状況】

高砂地区	30a区画、用水路（パイプライン）
七郷地区	30a区画、用水路（開水路）
六郷地区	10a区画、用水路（土水路）